

特記仕様書

業務名 令和7年度 第2067号 (仮称) 黒丸スマートインターチェンジアクセス案内標識設置
設計業務

委託場所 東近江市蛇溝町地先 ほか

委託工期 契約締結日から令和8年3月19日まで

(業務の目的)

第1条 本業務は、(仮称) 黒丸スマートインターチェンジ設置に伴う主要地方道石原八日市線ほか3路線の案内標識設置に係る詳細設計について、道路管理者等との協議結果を設計として反映することを目的とする。また、設計に伴う道路管理者等との協議についても実施する。

(共通事項)

第2条 本業務の履行に当たっては、「土木設計業務等委託必携」(滋賀県土木交通部 令和2年10月改定)、「東近江市公共測量作業規定」(東近江市都市整備部管理課 平成18年4月)、「道路標識設置基準・同解説」(令和2年6月)によるほか、この特記仕様書、設計書及び監督員の指示に基づくものとする。

なお、重複する事項については、本仕様書を優先する。

- 2 設計書、特記仕様書に記載されていない事項でも、業務実施上当然必要な軽微なことは、受注者の負担において実施しなければならない。
- 3 業務の簡易な部分について、監督員が承諾した場合は、業務委託必携及びこの特記仕様書によらないことができる。

(法令等の遵守)

第3条 受注者は、本業務の実施に当たり、関連する法令等に留意・準拠し、業務を実施しなければならないものとする。

(不当介入に関する通報制度)

第4条 受注者は、暴力団員等(暴力団の構成員及び暴力団関係者、その他市発注工事等に対して不当介入をしようとする全ての者をいう。)による不当介入(不当な要求又は業務の妨害)を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。

- 2 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書(別記様式第1号)により所轄警察署に届け出るとともに、監督員に報告するものとする。また、受注者は以上のことについて、下請負人(再委託の協力者を含む。)に対して、十分に指導を行うものとする。

(※別記様式第1号を特記仕様書の最後に記載)

- 3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督員と協議するものとする。

(業務内容)

第5条 本業務内容は、以下のとおりとする。

設計業務 1式

案内標識設置設計 6基

(1) 設計計画

現地踏査を行い、標識の構造条件、立地条件等を把握し、設計計画を立案する。その上で、作業が遅滞なく円滑に進捗するよう「業務計画書」を作成し、担当者の承認を得るものとする。

(2) 資料収集及び整理、標識設置条件の確認

既往資料を取集・整理し新設標識の立地条件、施工性、経済性、維持管理等を十分に考慮した最適な標識の形式や設置箇所について複数の工法比較を行い検討するとともに、既存標識、サイン等の構造、立地条件、周囲の関連する標識等を十分に把握した上で、標識の最適な工法検討を行う。

(3) 標識の設計

設計計算、図面作成、数量計算を行う。

(4) 施工計画の検討

標識設置に対する施工要領、施工工程の検討、工事に必要な仕様書の作成等を行う。

(5) 概算工事費の算出

本業務で設計した、標識設置について、必要となる事業費を把握するための概算工事費を算出する。また、工事単価について、建設物価や積算資料等に掲載のない材料を採用する際にメーカーが複数ある場合は、3社以上から見積を徴収する。

(6) 関係機関との協議資料の作成

所轄警察署及び関係機関（道路管理者等）との協議資料を作成する。

(7) 照査

設計条件、数量設計書、設計図書等の照査を行う。

(8) 報告書作成

上記(1)から(7)をとりまとめ、報告書を作成する。

(提出書類)

第6条 受注者は、業務の着手時及び完了時に次の書類を提出するものとする。

(1) 着手届

(2) 委託業務工程表

(3) 管理技術者届（設計）

(4) 照査技術者届（設計）

(5) 主任技術者届

(6) 業務計画書

(7) 照査報告書

(8) 完了届

(9) 目的物引渡書

(10) 担当技術者届

(技術者等)

第7条 本業務の実施に際し、受注者は設計業務においては本業務内容に相当の経験を有する管理技術者及び照査技術者を定め発注者に通知するものとする。受注者は通知した技術者をもって、秩序正し

く業務を行わなければならないものとする。

(業務計画)

第8条 受注者は、あらかじめ本業務に必要な業務計画書を作成し、担当者の承認を受けなければならぬ。

2 受注者は作業の進捗状況について、隨時発注者に報告しなければならない。

3 受注者は工程に変更が生じた場合は、速やかに発注者に報告し、その対策について協議しなければならない。

(打合せ協議等)

第9条 本業務の実施に当たっては、監督員と管理技術者は常に綿密な連絡をとり、業務の方針、条件等の疑義を正すものとする。打合せ協議は、業務着手時、中間時(設計業務1回)、成果品納入時に行うものとし、打合せ内容については、協議記録簿に記録し、相互に確認して提出するものとする。

(資料の貸与及び返却)

第10条 貸与する資料は、次のとおりとする。

資料等の名称	数量	貸与場所	返却場所	摘要
令和4年度 第2052号 市道御代参街道3号線ほか道路詳細設計業務 報告書	1式	広域事業推進課	広域事業推進課	

(土地の立入り等)

第11条 受注者は、屋外で行う設計業務を実施するために公有地又は私有地に立入る場合は、監督員及び関係者と十分な協調を保ち設計業務が円滑に進捗するよう努めなければならない。

なお、やむを得ない理由により現地への立入りが不可能となった場合には、直ちに監督員に報告し指示を受けなければならない。

2 受注者は、設計業務実施のため植物伐採、垣、さく等の除去又は土地若しくは工作物を一時使用する時は、あらかじめ監督員に報告するものとし、報告を受けた監督員は当該土地所有者及び占有者の許可を得るものとする。

なお、第三者の土地への立入りについて、当該土地占有者の許可は、発注者が得るものとするが監督員の指示がある場合は受注者はこれに協力しなければならない。

3 受注者は、前項の場合において生じた損失のため必要となる経費の負担については、監督員と協議により定めるものとする。

4 受注者は、第三者の土地への立入りに当たっては、あらかじめ身分証明書交付願を発注者に提出し身分証明書の交付を受け、現地立入りに際しては、これを常に携帯しなければならない。

なお、受注者は、立入り作業完了後10日以内に身分証明書を発注者に返却しなければならない。

(関係機関との協議)

第12条 本業務の履行に際し、関係機関と協議を行う場合には、誠意をもってこれに当たるほか、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、設計業務等の実施に当たり、設計図及び道路・河川占用許可状況、道路・河川台帳等の資料収集を行うとともに現地調査を行い、電線共同溝・情報ボックス・地下埋設物等の設置位置の把

握を行うものとする。

(疑義の解釈)

第13条 本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様に定めない事項については受注者・発注者協議によりこれを定めるものとする。

(中立性の確保)

第14条 受注者は、常に中立性を堅持するよう努めなければならない。また、本業務の履行に際して知り得た事項については、発注者の承諾のない限りこれを第三者に漏らしてはならない。

(照査の実施)

第15条 本委託業務の照査に当たっては、照査技術者は照査計画を作成の上、業務計画書に記載し、照査に関する事項を定めなければならない。

2 本委託業務の基本事項の照査は、「詳細設計照査要領」(国土交通省近畿地方整備局)に基づき以下に示す業務の節目ごとに照査項目一覧表にて監督員に報告するものとする。

- (1) 設計業務計画書の作成時
- (2) 基本条件の決定時
- (3) 細部条件及び構造細目の決定時
- (4) 設計計算書、詳細図、数量計算書及び施工計画の作成時

3 成果品提出時に照査報告書として提出すること。

(成果品)

第16条 報告書の製本は、A4版で2部とする。

2 成果品は業務委託必携成果品一覧表によるほか、電子成果品のデータとして図面類はDWG形式、そのほかはWord、Excel及びDocuworksの各形式とし、DVD-Rで提出するものとする。

(成果品の帰属)

第17条 成果品及び成果品の著作権については、発注者の帰属とし、受注者は発注者の承諾を得ないで公表又は貸与してはならない。

(検査)

第18条 受注者は、業務完了の際には管理技術者及び照査技術者が成果品を持参し、発注者の検査を受けなければならない。

(業務の完了)

第19条 業務の検査完了後、本仕様書に基づき成果品を納入り、業務の完了とする。

2 受注者の責務の帰すべき事由による瑕疵が発見した場合には、受注者は業務完了後であっても停滞なくこれを修正するものとし、これに係る費用は受注者の負担とする。

3 設計内容については、実施時に変更及び修正が必要になった場合対応すること。

令和 年 月 日

不当介入（不当要求・業務妨害）事案通知書

滋賀県 東近江 警察署長 様
東近江 市 長 様

通報者

取扱署等 滋賀県 警察署 課

受注者	所在地	(本社)	電話 () -	
			FAX () -	
	通報者等	(現場事務所)	電話 () -	
			FAX () -	
		(代表者)		
		(通報者の職・氏名)	電話 () -	
		(対応者)		
不當介入の行為者	所属会社名	電話 () -		
	氏名			
	役職			
発生日時場所	住所	電話 () -		
		FAX () -		
	〔元請・下請〕(下請の場合は、現場事務所の所在地)	電話 () -		
		FAX () -		
工事件名				
不當介入の内容・被害状況				
警察への通報状況	(警察への通報)	有	・ 無	
	(通報先警察署)	滋賀県	警察署	課
	(通報日時)	令和 年 月 日、	時 分	ころ

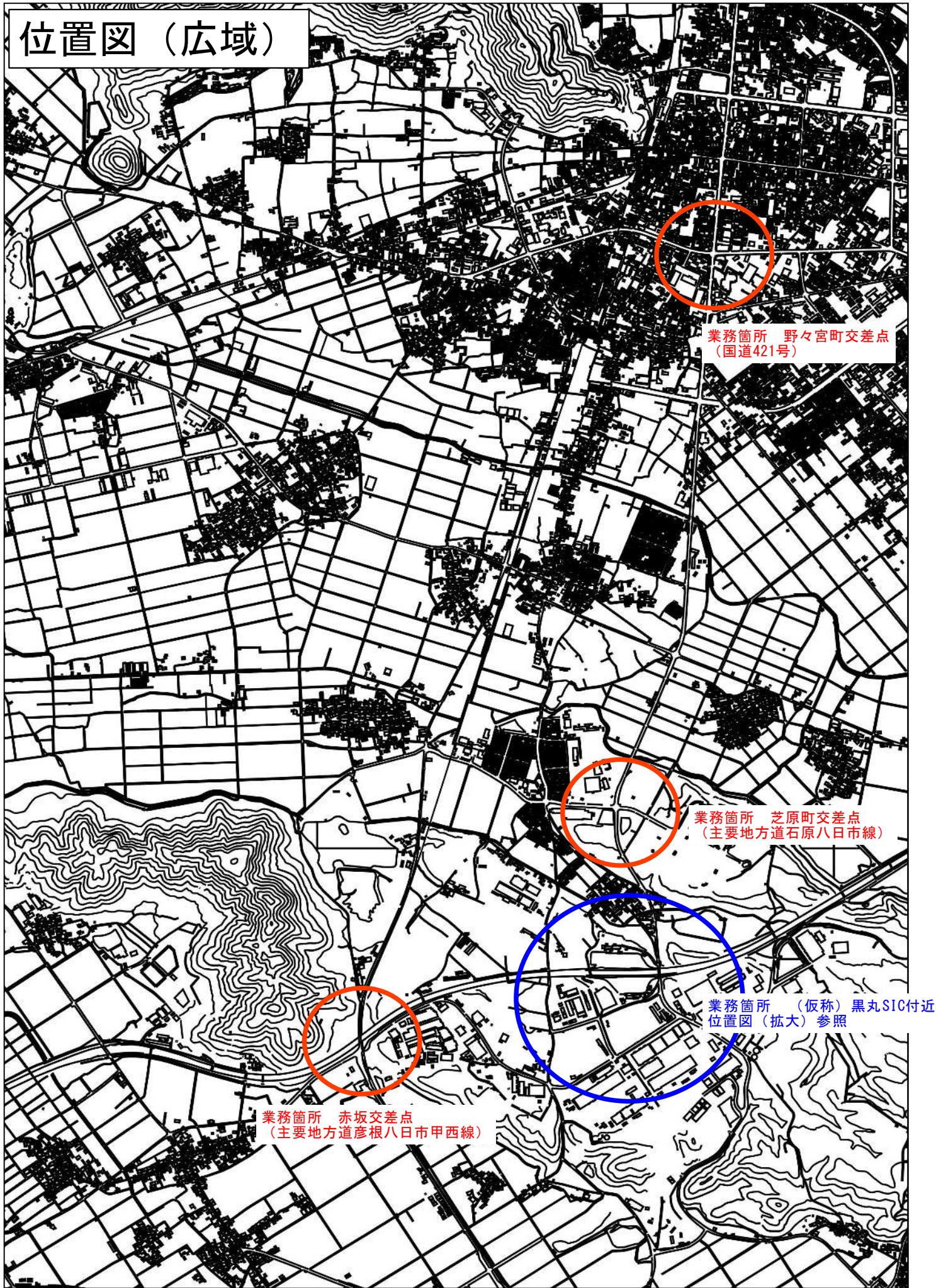
注1 第一報は、この様式に必要事項を記入した上、東近江警察署刑事第二課あて電話で行った後、その旨を「警察への通報の状況」の欄に記入して発注者及び東近江警察署あて送付（電子メール・FAX可）すること。

2 不當介入の行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合は、その写しを添付すること。

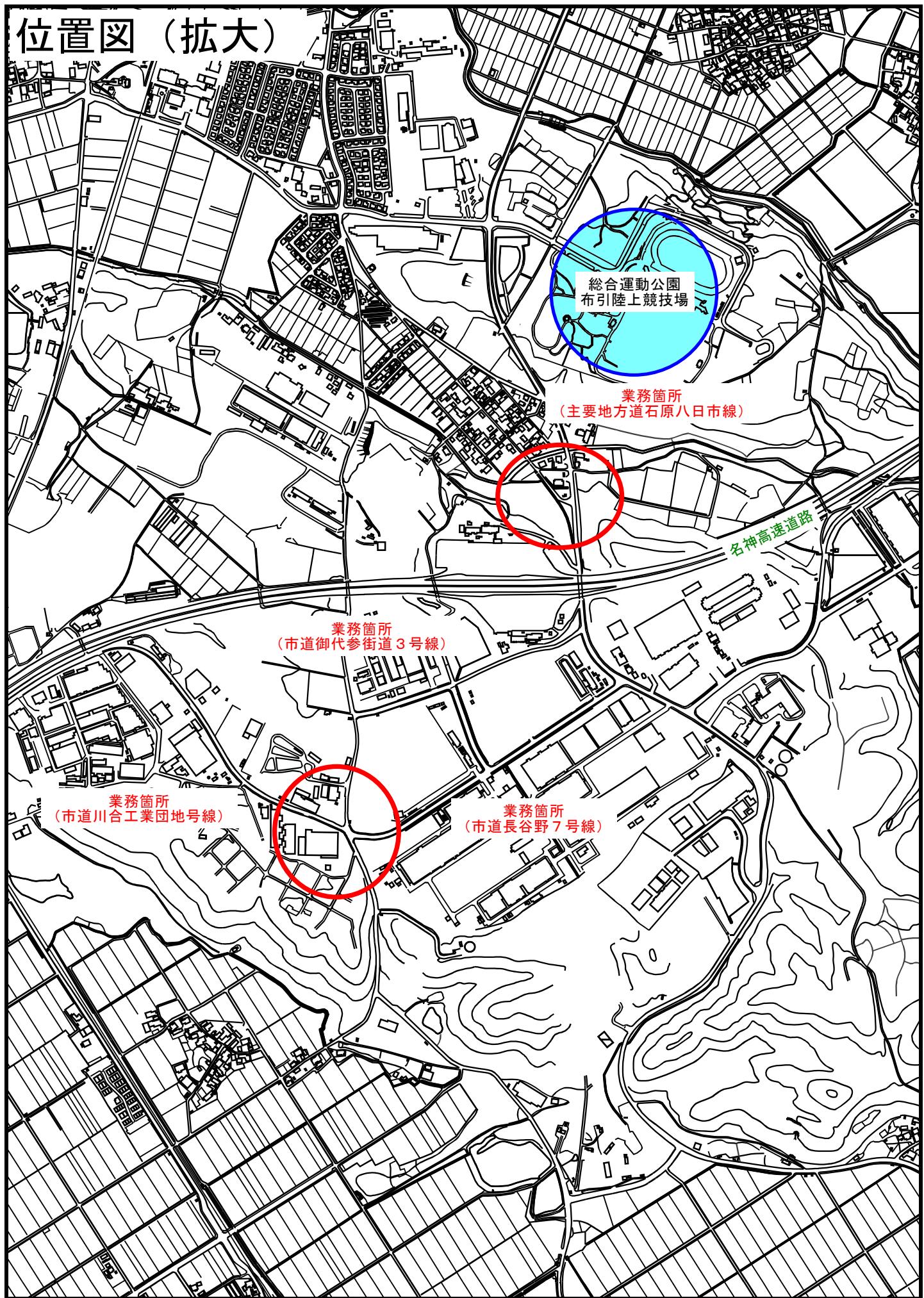
3 下請負先（再委託先）において発生した場合であっても、必ず元請負人（受注者）が聞き取り調査をして記入し、通報すること。

4 ※の欄は、警察署において記入すること。

位置図（広域）



位置図（拡大）



縮尺 1 : 10000

0 50 100 200 300 400 500 600 700

見積用

(仮称) 黒丸スマートインターチェンジアクセス案内標識設置
設計業務 委託業務設計書

東近江市蛇溝町地先 ほか

参考資料

本資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有するものではない。

東近江市

参考資料

積算情報

設計書番号	25-13-04-0039-0	設計者名	
出張所名	東近江市		
適用単価	業務		施工地区 東近江土木事務所管内
歩掛適用年月	2025年 8月23日		
単価適用年月	2025年 8月23日		
適用単価 地区	生コン		
	合材		
	石材		
	港湾石材		
	燃料料		
適用工種	(係数ランク 1)		

積算時想定業務期間	年 月 日 ~ 年 月 日 (日)
-----------	-------------------

業務概要一覧表

事業種別	工事箇所	水系・路河川名	橋梁名等

費　目	測量及び試験費	(仮称) 黒丸スマートインターチェンジアクセス案内標識設置 設計業務
-----	---------	---------------------------------------

業 務 概 要	No	当　初	変　更
	1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

設計内訳書

業務名 設計業務	(仮称) 黒丸スマートインターチェンジアクセス案内標識設置	当 初	業 種	土木設計業務				
			項目	案内標識設置設計				
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
案内標識設置設計		式	1					
案内標識設置設計		式	1					
案内標識設置設計		式	1					
設計計画		式	1					単-1号 P1
資料収集及び整理、設計条件の確認		式	1					単-2号 P1
標識の設計		式	1					単-3号 P1
施工計画の検討		式	1					単-4号 P1
概算工事費の算出		式	1					単-5号 P1
関係機関との協議作成資料		式	1					単-6号 P1
照査		式	1					単-7号 P1
報告書作成		式	1					単-8号 P1
共通		式	1					

参考資料

設計内訳書

業務名 設計業務	(仮称) 黒丸スマートインターチェンジアクセス案内標識設置	当 初	業 種	土木設計業務				
			項目	共通	数量	単価	金額	数量増減
項目・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量増減	金額増減	摘要
共通 (設計業務)		式	1					
打合せ等		式	1					
打合せ	中間打合せ 1 回	業務	1					単-9号 P1
直接経費		式	1					
直接経費		式	1					
旅費交通費		式	1					
旅費交通費 (率計上) (設計)	旅費交通費の指定：滞在を伴わない	式	1					P1
電子成果品作成費		式	1					
電子成果品作成費 (設計)	区分：概略設計、予備設計又は詳細設計	式	1					
直接原価		式	1					
その他原価		式	1					
業務原価		式	1					

参考資料

設計內訣書

參考資料

1次単価表

単-1号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称 規格	設計計画	式 単位	数量 1	単価	金額	摘要
直接人件費		式	1			R9S11 概数 管理費区分 無 割増率 0%
計						
単価						

参考資料

1次单值表

单-2号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

參考資料

1次単価表

単-3号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称	規格	式 単位	数量 1	単価	金額	摘要
直接人件費		式	1			R9S13 管理費区分 無 割増率 0%
計						
単価						

参考資料

1次単価表

単-4号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称 規格	施工計画の検討	式 単位	数量 1	単価	金額	摘要
直接人件費		式	1			R9S14 管理費区分 無 割増率 0%
計						
単価						

参考資料

1次単価表

単-5号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称 規格	概算工事費の算出	式 単位	数量 1	単価	金額	摘要
直接人件費		式	1			R9S15 管理費区分 無 割増率 0%
計						
単価						

参考資料

1次単価表

単-6号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称 規格	関係機関との協議作成資料	単位	式	数量	1	単価
名称	規格／条件	単位	数量	単価	金額	摘要
直接人件費		式	1			R9S16 管理費区分 無 割増率 0%
計						
単価						

参考資料

1次単価表

単-7号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称 規格	照査	式 単位	数量 1	単価	金額	摘要
直接人件費		式	1			R9S17 管理費区分 A 割増率 0%
計						
単価						

参考資料

1次単価表

単-8号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名称	報告書作成	式	数量	単価	金額	摘要
規格		単位		1		
直接人件費		式	1			R9S18 管理費区分 A 割増率 0%
計						
単価						

参考資料

1次单值表

单-9号

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

參考資料

2次单值表

单-10号 WS505501

単価適用年月	20250823
歩掛適用年月	20250823
労務調整-超過-規制	1.000-00000020

名 称	打合せ	単 位	業務 数 量	1	単 価		
規 格	1回						
名称		規格／条件	単位	数量	単価	金額	摘要
主任技師		人					R0402 管理費区分 無 割増率 0%
技師（A）		人					R0403 管理費区分 無 割増率 0%
技師（B）		人					R0404 管理費区分 無 割増率 0%
計							
単価							
J01 中間打合せ回数	1 回						

參考資料

1式 当たり
(円)

明細区分	見積番号	A社	B社	C社	決定単価 (円)	備考
直接人件費						
1. 設計計画	352,900	183,800	77,760	204,800		
2. 資料取集及び整理、設計条件の確認	353,400	262,460	62,520	226,100		
3. 標識の設計	504,700	343,320	263,640	370,500		
4. 施工計画の検討	293,000	266,600	181,680	247,000		
5.概算工事費の算出	297,900	191,200	189,120	226,000		
6. 関係機関との協議作成資料	336,600	401,000	171,120	302,900		
7. 照査	230,500	41,460	77,760	116,500		
8.報告書作成	441,500	123,800	1,206,600	590,600		
直接人件費合計	2,810,500	1,813,640	2,230,200	2,284,400		
共通直接人件費(打合せ協議)	—	—	—		基準書を準用	
直接経費						
電子成果品作成費	—	—	—		基準書を準用	
旅費交通費	—	—	—		基準書を準用	
直接経費合計						
合計	2,810,500	1,813,640	2,230,200			

単価の決定方法について

- 見積金額の総合計について、平均値を中心に-30%(上限)を超えるものを異常値とする。
- 工種ごとに撤収した見積(総合計が異常値の見積を除く)の平均値を単価として採用する。端数処理については以下のとおりとする。
- 単価の端数処理は、100円未満を切り捨てる。